

経済要録

国 内

◆政府、平成 13 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について閣議了解

政府は、8月 1 日、平成 13 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について閣議了解した。同方針の概要は以下のとおり。

平成 13 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

我が国経済は、これまでの各般の政策努力の結果もあって、緩やかな改善を続けており、企業部門を中心に自律的回復に向かた動きが徐々に強まってきているが、業種や地域では依然としてバラつきがあり、また、雇用や個人消費はなお厳しい状況を脱していない。他方、我が国財政は、これまで景気回復のための財政出動を続けてきた結果、一段と厳しさを増している。

このような中、今後の財政運営については、公需から民需へのバトンタッチを円滑に行い、景気を本格的な回復軌道に乗せるよう引き続き全力を挙げつつ我が国経済の動向等を注意深く見ながら適切に対応するとともに、財政の効率化、質的改善を取り組むこととする。

平成 13 年 1 月より、中央省庁等改革による新省庁体制が発足し、平成 13 年度予算は新体制での初の満年度予算となることに鑑み、従来にも増して施策内容を総点検した上で編成する。また、新たに府省が編成されることを踏まえ、関係省庁は要求段階から緊密な連携を図ることとする。

◆日本銀行、第 1 回決済システムフォーラムの議事の概要を公表

日本銀行は、8月 1 日、去る 7 月 27 日に開催した第 1 回決済システムフォーラムの議事の概要を公表した。その内容は以下のとおり。

第 1 回決済システムフォーラムの議事の概要

平成 12 年 8 月 1 日
日 本 銀 行

I. 開会挨拶（日本銀行黒田理事より挨拶）

○ 日本の決済システムは、昨今の金融機関経営を巡る混乱の中にあっても、その混乱を拡大するといった事態を招くことなく機能し続けており、これまで十分にその役割を果たしてきたと言える。しかし、情報通信技術の発達等を背景に決済システムを巡る環境は急速に変化しており、グローバル・スタンダード（国際標準）の動向を常に意識しながら不斷に改善を図っていく必要がある。

○ R T G S 化など決済方法の見直しは、市場慣行、決済慣行全般の変化を伴いながら、広範囲に影響の及ぶ大作業である。皆様方と協力し合いながら、わが国決済システムの安全性、効率性向上に努めていきたい。

○ 本フォーラムは、実務家を中心とする決済システム関係者の方々の率直な意見交換、情報交換の場としていきたい。

II. 日銀当座預金決済および国債決済のRTGS化の準備状況

1. 事務局説明

(1) 日銀ネットのRTGS化の内容

- 日銀ネットのRTGS化及びそれと同時に日本銀行が実施する事項は以下の4点。

- (a) 日本銀行当座預金決済のRTGS化
 - 時点処理の廃止、日中当座貸越の供与など
- (b) 当座預金オンライン取引の稼働時間延長
 - 本店管下希望先について午後7時まで延長
- (c) 国債決済のRTGS化
 - 時点処理の廃止、国債DVP*同時担保受払機能の提供など
 - * Delivery Versus Payment（証券の引き渡しと資金の支払とが相互に条件付けられて行われる仕組み）
- (d) 与信・担保システムの構築

(2) 日銀ネットRTGS化に向けた作業状況

- 2001年1月の実施に向けた5段階の作業のうち、近々、(d)の総合運転試験が実施される予定。

- (a) 日本銀行による基本要件の決定
- (b) 市場参加者によるRTGS化に即した市場慣行の確立
- (c) 個別金融機関による事務・システム面の対応
- (d) 市場参加者・日本銀行による総合運転試験の実施

フェーズ1：日中当座貸越、担保の差入・返戻など日銀ネットの新規個別機能を確認するためのテス

トを8月から9月にかけて延べ4日間実施の予定。

フェーズ2：本番リハーサル（RTGS化後の本番事務に近い内容で実際の受払い事務に即して行うテスト）を10月から12月にかけて延べ6日間実施の予定。

(e) 年末年始におけるシステム・事務の切替

2. 出席者からの発言要旨

- 東京証券取引所では、日銀ネットのRTGS化を睨んで、国債取引について、振決債によるDVP決済への一本化等の制度改正を行った。

また、日銀ネットとのCPU接続の準備を進めているほか、総合運転試験を利用して、取引所会員を対象とした東証決済業務に係るテストを実施、RTGS化に万全を期す方針。

(全銀協会長行より)

- RTGS化は市中の取引慣行にも大きな影響を与えるので、平成11年初から短期金融市場取引活性化研究会においてRTGS化後の新しい市場慣行のあり方について検討を行い、今春までに決済額削減のための方策（オープンエンド取引の導入、ネットイングスキームの確定等）や決済タイムテーブルなどについて取り纏めを終了した。

併せて、総合運転試験に向けて、その実施方法等について取り纏めを行った（「RTフェーズ2への取り組み方針に関する方

針」を参照<全国銀行協会ホームページ <http://www.zenginkyo.or.jp> に掲載>)。できるだけ多くの関係者が総合運転試験に参加し、RTGS化後の決済のあり方について理解を深めることを期待している。

III. BISが市中協議に付した報告書「システム的影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシブル」の概要

1. 事務局説明

(1) 経緯

- 1998年5月、決済システムの安全性・効率性向上のため、その設計・運営についての一般的な原則・指針の設定が必要との認識に立って、BISペイメント委員会のもとに作業部会が設置された。
- 本コア・プリンシブルを確定するにあたり、BISでは原案を公表し、7月10日から9月8日まで市中協議を実施中である。その後、市中協議を踏まえて本年末にも最終版を確定する予定。

(2) 報告書の構成

第1部（総論）

- ・「システム的影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシブル（I～X）」とその要点
- ・「コア・プリンシブルを巡る中央銀行の責務（A～D）」とその要点、等

第2部（解説）

- ・コア・プリンシブルの適用範囲
- ・コア・プリンシブル（I～X）・中央銀行の責務（A～D）の解説、等

(3) 報告書の内容^(注)

(注) G10 中央銀行支払・決済システム委員会報

告書「システム的影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシブル」（Core Principles for Systemically Important Payment Systems）の内容については、BISホームページ <http://www.bis.org>（原文）、または日本銀行ホームページ（日本銀行仮訳）を参照。

2. 出席者からの発言要旨

- 取引の国際化が一段と進む中で、円の決済がグローバル・スタンダードに適合することが益々重要になってきていると感じている。また、わが国の場合には、民間部門がより一層主体的に、かつビジネスとして、決済サービスを提供していくことが大切であると思う。

IV. 新為替決済制度の概要（東京銀行協会事務システム部矢部部長より説明）

- 東京銀行協会が運営する内国為替制度は、平成10年の秋に以下の2点をポイントに見直すことが決定している。2001年1月、日銀ネットのRTGS化と同時に、新為替決済制度をスタートさせる予定である。
 - (a) セントラル・カウンターパーティーを日本銀行から東京銀行協会に変更する。
 - (b) 参加行の債務不履行時の決済確保策として、自行の仕向け超過限度額に応じた物的担保を差入れる現行の方式に加え、他の加盟行による保証供与も認める方式に変更する（保証行責任方式の導入）。
- 東京銀行協会では、新為替決済制度へ移行後、平成15年秋に、第5次全銀システムの稼動によるレベルアップも予定しており、両者が相俟って前述のBISのコア・プリンシブルに適合する安全性・効率性の高い決済システムが実現していくものと考えている。

◆金融再生委員会、金融庁、「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方」及び「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）」を公表

金融再生委員会、金融庁は、8月3日、「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方」（別添1）及び「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）」（別添2）を公表した。

（別添1）

異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方

1. 最近、事業会社等の異業種による銀行業参入の動きや、コンビニ等の店舗網にATMを設置し、主に決済サービスの提供を行う業務形態、更には店舗網を持たずインターネット上でのみサービスの提供を行う業務形態等、従来の伝統的な銀行業にはない新たな形態の銀行を設立する動きが見受けられる。こうした動きは、金融技術の革新、競争の促進等を通じて、我が国金融の活性化や利用者利便の向上等に寄与する可能性がある。

2. 他方、こうした新たな形態の銀行業については、①子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点、②事業親会社等の事業リスクの遮断の観点、③事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護の観

点、④資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点、⑤有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護の観点等、従来の伝統的な銀行業においては想定していなかった様々な観点からの問題を考えられる。これらの問題は、銀行の資本形態や業務形態・店舗形態の面で従来にない新たな形態が出現したことに伴い生じた問題であり、銀行法上要請されている銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、改めて検討する必要がある。

3. 金融再生委員会・金融庁としては、以上のような基本的な考え方の下、こうした新たな形態の銀行業に対する現行法令下での免許審査・監督上の対応について、パブリック・コメントに付した上で、別添の通り、運用上の指針を策定した。

もとより、新規に参入する銀行においても、決済機能や金融仲介機能の担い手として、通常の銀行と同様、十分な財産的基礎、適格な人的構成、内部管理体制等が求められることになる。今後、これらの点も含め、本指針を踏まえ、免許審査や免許後の監督において十分なチェックが行われることになる。

4. また、本指針は、あくまでも現時点で想定し得る主な問題点に対する基本的な対応方針を示したものであり、急速に進む金融技術の革新やイノベーション等により、今後とも新たな形態の銀行が出現することが予想され、その際には、別途の検討が必要となる場合もあり得ると考えられる。

5. なお、最後に付言すれば、現行法令上、免許付与後、銀行の主要株主の変更を事前に把握し、銀行の健全性確保に支障をもたらすような不適格な株主を排除する権限は、監督当局に付与されていない。そこで、いわゆるバーゼル・コア・プリンシプルの要請や主要先進国の制度等を踏まえ、銀行の健全性確保の観点から、既存銀行の買収その他の場合において、銀行の健全性に支障をもたらすような不適格な主要株主を把握し、これを排除し得る権限を監督当局に付与すること等について、今後、金融審議会等において早急に検討を開始することとする。

また、銀行の他業禁止の緩和等業務範囲の拡大、更には株式保有制限の在り方等、異業種の銀行業参入問題とは裏腹の関係にある規制緩和の問題についても、関係各方面の理解を得つつ、本年3月末に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画（再改定）」などを勘案し、金融審議会等において検討を行い、着実に規制緩和を推進することとする。

（注）バーゼル銀行監督委員会による「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」（1997年9月）においては、各国の金融監督当局が銀行を監督するにあたり適用すべき最低限の基準として、以下の原則を掲げている。

原則3：免許付与当局は、免許付与の基準を設定し、一定の基準に満たない企業の申請を却下する権限を有していかなければならない。免許付与のプロセスでは、最低限、銀行の株主構造、取締役・・・（略）・・・に対する評価を行わなければならない。

原則4：銀行監督当局は、現存の銀行に対する主要な所有権や支配力を他の主体に移譲させる提案を点検し、棄却する権限を持っていなければならない。

(別添2)

異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）

I. 新たな形態の銀行業における主な問題点と免許審査・監督上の対応

1. 子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点

（1）基本的考え方

銀行の経営の健全性を確保するためには、経営の独立性の確保が前提となるが、銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される主要株主^(注)に事業会社等が存在する場合には、当該事業会社等（以下「事業親会社等」という）の事業戦略上の要請によって、子銀行の健全性が損なわれることのないよう、銀行経営の独立性の確保について、特に留意する必要がある。

（注）銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される主要株主とは、企業会計上の実質影響力基準に基づく関連会社の基準等にしたがって、原則、議決権の20%以上を自己の計算において所有する株主とする。具体的には、銀行を企業会計上の子会社又は関連会社とする国内会社、及び銀行の議決権の20%以上を自己の計算において所有する外国法人等とする。

なお、投資組合等については、当該投資組合等の背後に存在する実質的な出資者で、銀行の議決権の20%以上を自己の計算において実質的に所有する者を含むものとする。

（2）免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

ア) 事業親会社等の有無、並びに事業親会社等が存在する場合、その概要及び事業

戦略における子銀行の位置付け等

イ) 子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として、独立して経営判断を行う経営体制が確保されているかどうか。

例えば、子銀行の役員が事業親会社等の役員又は職員を兼任すること等により、子銀行の経営の独立性が損なわれていなか。

ウ) 事業親会社等の店舗を共有する場合等において、銀行業務の一部を事業親会社等に委託したり、事業親会社等の職員が銀行員を兼職すること等により、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか。

(なお、この点は、コンビニにATMを設置する等のインストアプランチ(小売店舗内銀行営業所)一般の形態に適用されるべき事項である。)

b. 免許後の監督において留意すべき事項

ア) 免許付与後、事業親会社等に該当する主要株主に変動がある場合には、子銀行に対し、当局に速やかに報告するよう求める(免許の条件とする)。

イ) 免許付与後の子銀行の経営の独立性や、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の状況等について、子銀行に対する検査なし報告徴求等により確認する。

2. 事業親会社等の事業リスクの遮断の観点

(1) 基本的考え方

銀行経営の独立性が確保されたとしても、事業親会社等の経営悪化等、子銀行の意図しない事業親会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性がある。特に、子銀行と事業親会社等と

が営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、子銀行の営業基盤が一気に失われるおそれ(共倒れリスク)がある。こうしたリスクに対応するためには、現行の大口信用供与規制及びアームズ・レンジス・ルール(特定関係者に対する優遇禁止)の遵守は当然のことであるが、以下のようないくつかの留意点について留意する必要がある。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

ア) 子銀行において、事業親会社等のリスクを遮断するための方策^(注)が十分講じられているかどうか。なお、当該方策には、最低限、以下の項目が含まれている必要がある。

① 事業親会社等の業況が悪化した場合、当該事業親会社等に対し、支援、融資等を行わないこと

② 事業親会社等の業況悪化や、事業親会社等による子銀行株の売却、預金の引出し等、事業親会社等に起因する種々のリスク(シナジー(相乗)効果の消滅、レピュテーションリスク(風評リスク)等に伴う株価の下落・預金の流出、取引先の離反等)をあらかじめ想定し、それによって子銀行の経営の健全性が損なわれないための方策(収益源及び資金調達源の確保、資本の充実等)を講じること

③ 特に、子銀行が事業親会社等の営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、営業継続が困難とならないような措置を講じること

(注) なお、事業親会社等の子銀行以外の子会社

等についても、子銀行との間で営業基盤を共有する場合等当該子会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性が高い場合があり得ることから、当該子会社等に対する必要なリスク遮断策を併せて求めるものとする。

イ) 上記のリスク遮断策によっても、完全に事業親会社等のリスクを遮断することが困難な場合も想定され、事業親会社等の経営リスクに伴う子銀行の経営悪化を早期に把握する観点から、子銀行の経営に影響を及ぼし得る事業親会社等の業況について確認する。

具体的には、免許申請者の収支の見込みや社会的信用等を審査するにあたり、当該事業親会社等の財務状況や社会的信用等についても十分勘案する。その際、免許申請者に対し、事業親会社等の直近の決算期の財務諸表及び監査報告書^(注1)、並びに当該監査報告書の内容が適正であることを監査した他の監査法人による報告書^(注2)等の資料（事業親会社等が外国法人等である場合には、財務状況を示す類似の資料）の提出を求ることとする。

(注1) 監査報告書と併せ、当該事業親会社等の継続企業（ゴーイング・コンサーン）としての存続可能性について特段問題がない旨の監査法人等の意見書の提出を求めるものとする。

(注2) 企業内容等の開示に関する省令第9条の4の規定により有価証券届出書の簡便な記載が認められる一定以上の格付を取得している者については、監査報告書の内容を監査した他の監査法人による報告書の提出を省略することができるものとする。

(注3) 事業親会社等が事業を行わない個人である場合には、本項目によるリスク遮断策のチェックは基本的に不要と考えられるが、社会的信用等に関するチェックは必要である。

b. 免許後の監督において留意すべき事項

ア) 免許付与後のリスク遮断策の履行状況

（その確実な履行を免許の条件とする）については、子銀行に対する検査ないし報告徵求等により確認する。なお、リスク遮断策の履行状況に問題がある場合や、当初予定していたリスク遮断策では不十分である場合には、銀行法第26条に基づく業務改善命令を発出することもあり得る。

イ) 免許付与後の事業親会社等の業況等については、定期的に、子銀行に対し、事業親会社等の財務諸表、監査報告書等、事業親会社等の経営状況・財務状況を示す資料の提出を求める（免許の条件とする）ことにより確認する。仮に、事業親会社等の経営に問題があると判断される場合には、子銀行の経営に対する影響及び必要な場合の対応策等について子銀行に対し報告を求める。

3. 事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護の観点

（1）基本的考え方

顧客の個人情報の保護は、一般に、銀行が適切な業務運営を営む上で必須の事項であるが、事業親会社等と子銀行の関係においては、両社のシナジー（相乗）効果を図る観点から、特に、顧客情報を相互に活用することが予想される。そのため、顧客の個人情報の保護が十分図られているかどうかについて確認する必要がある。本問題は、現在、関係省庁等において、個人情報保護法の法制化に向けた検討がなされており、将来、法制化された場合には、各銀行は、当該法律の規制に服すること

となるが、当面、監督当局としては、以下の点に留意する必要がある。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

子銀行において、顧客の個人情報の保護の方策が十分講じられているかどうか。具体的には、顧客情報の相互利用を行う場合には、最低限、事前に、利用する業者の範囲、利用目的、利用方法等を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制となっているかどうかを確認する。

b. 免許後の監督において留意すべき事項

免許付与後、顧客の個人情報の保護の方策を確實に履行しているかどうかについて、子銀行に対する検査ないし報告徵求等により確認する。

4. 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点

(1) 基本的考え方

銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、現行の信用リスクを中心とした自己資本比率規制の下では、信用リスクはほとんどないことから所要自己資本額は極めて小さくなるが、伝統的な銀行業とは異なる業務形態に鑑み、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本が必要である。

また、伝統的な銀行業に想定される信用リスクを取らない場合には、信用リスクに対応するリターン（収益性）も期待できないこと

から、将来の収支見通しについては、この点も勘案した審査が必要である。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

ア) 銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、伝統的な銀行業とは異なる業務形態に鑑み、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本となっているか、ALM管理（資産負債管理）等のリスク管理が適切に行われるような体制となっているかどうか。

イ) 将来の収支見通しの審査に当たっては、収益源をどこに求めるのか、その収益源は確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるか、収益の前提となる諸条件について見込みを下回った場合の対応策が講じられており、そのような場合でも経常経費を賄う程度の収益を見込めるか。

ウ) なお、全国的に決済業務を営む場合は、確実な決済の確保が見込まれるかどうか。

b. 免許後の監督において留意すべき事項

免許審査時に確認した自己資本が維持されているか、ALM管理等のリスク管理が適切に行われているか等について、検査ないし報告徵求等により確認する。

また、免許審査時に確認した収益源については、計画通りの収益を上げているかどうか、収益の前提となる諸条件に変更はないかどうか、計画通りの収益を上げていない場合にはその対応策等について、報告徵求等により確認する。

5. 有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点

(1) 基本的考え方

インターネット等による電子金融取引は、既存銀行において既に取扱いを開始しており、規制のあり方や監督方法を電子取引の特性に対応したものへと見直すことにより、実効性のある利用者保護を図る必要が生じている。

特に有人店舗を持たず、専らインターネットやATM等の非対面取引を専門に行う銀行については、従来有人店舗が果たしてきた機能を、適正なルール及び行内の態勢整備等を行うことにより他の手段で代替する必要がある。また、ITを活用した新たなサービスの提供にあたっては、一般的の利用者が特別の訓練を経ずに安全かつ簡便に利用できるような仕組みが整えられている必要がある。

以上のような観点を踏まえ、当面、インターネットやATM等の非対面取引を専門に行う銀行に対する免許・監督については、以下の点に留意する。

なお、電子金融取引に係る規制・監督一般については、関連分野の有識者からなる「金融サービスの電子取引と監督行政に関する研究会」の報告書（12年4月18日）の指摘も踏まえ見直しを行う。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

ア) 以下に掲げる事項について、無店舗営業であっても適切に対応し得るための態勢が整備されているかどうか。

①顧客からの苦情・相談の対応

- ②システムダウン等に伴う顧客対応
- ③法令に基づく顧客への説明義務の履行
- ④ディスクロージャーの履行
- ⑤マネーロンダリング防止等の観点から本人確認義務の履行

イ) 収支見通しについて、競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方策が確立しており、その場合でも一定の収益を見込めるような計画となっているかどうか。

ウ) 金利等の条件に敏感である顧客層の特性や、取引の解約・変更が容易にされ得る特性に鑑み、顧客の一時大量流出に備えた流動性確保の方策が確立しているかどうか。

エ) システムのセキュリティのレベルが十分な水準に達しているかどうか。システムの安全管理体制（外部委託先の管理を含む）や障害発生時の危機管理体制等が適切に講じられているかどうか。（外部機関の評価書類を提出させる）

b. 免許後の監督において留意すべき事項
免許審査時に確認した対応策の履行状況について、検査ないし報告徵求等により確認する。

II. 既存銀行等への適用

上記I. に掲げた監督上の留意点は、既存の銀行を事業会社等が買収した場合、既存の銀行が顧客の個人情報を活用する場合やインターネットバンキングを行う場合等、同様の形態を持つ既存銀行の監督においても、基本的に適用することとする。

また、上記I. の1.～3. に掲げた免許審査・監督上の留意点は、事業会社等が銀行持株

会社を保有しようとする場合についても適用することとする。

◆金融庁、金融審議会を開催

金融庁は、8月4日、第8回金融審議会総会を開催した。同総会で了承された今後の金融審議会の運営方針は以下のとおり。

- ・ 次期通常国会での法制化等を目指した事項を中心として、第一部会では異業種参入に伴う銀行法等の整備、他業禁止の緩和等について、第二部会では個人信用情報保護・利用に関する制度整備について、審議を行う。
- ・ 金融の基本問題に関するスタディグループを新たに設置し、まずは、今後の我が国の金融システムの方向性を展望するための論点整理に向け、自由なプレーンストーミングを行う。

◆RTGS化RTフェーズ2の日程等について

日本銀行は、8月4日、RTGS化RTフェーズ2の日程等について対外公表を行った。その概要は以下のとおり。

RTGS化RTフェーズ2の日程等について

平成12年8月4日
日本銀行

(日本銀行から)

○ 日本銀行では、来年1月4日を実施予定日としているRTGS化(日本銀行当座預金

決済・国債決済のRTGS化、与信・担保システムの稼働開始及びオンライン当座預金振替のサービス提供時間延長をいいます。)に備え、今年10月から12月にかけての休日(計6日間)に、日本銀行金融ネットワークシステム(以下、日銀ネットといいます。)の利用先が参加する総合運転試験(フェーズ2)を実施する予定です。総合運転試験(フェーズ2)は、RTGS化後の本番にできるだけ近い内容で支払・受取などの事務を行う、本番リハーサルです^(注)。

(注) 総合運転試験のフェーズ1(日銀ネットの個別機能の習熟を目的とするもの<日銀ネット利用先を対象>)は8月から始まりますが、本番リハーサル的な試験であるフェーズ2は10月から行います。

○ 総合運転試験に直接参加するのは日銀ネットの利用先ですが、日銀ネット利用先以外の市場参加者等の方々にも参考として、その概要(日銀ネット利用先に配布した資料の要約)を以下のとおりお知らせします。

1. RTフェーズ2の試験内容

○ 2001年初に稼働開始が予定されているRTGS化は、システム変更に止まらず、各市場参加者の資金・担保繰りや国債残高管理方法等の変更、さらには新たな市場慣行の導入を伴うプロジェクトです。したがって、RTGS化の円滑な実施のためには、稼働開始に先立ち、本番運用にできる限り近い環境(取引先、取引内容、決済慣行、事務・システム体制等)でテストを実施することにより、市場全体として決済が円滑に行われることを実践的に確認しておくこ

とが重要です。R T フェーズ 2 は、こうした確認を最終的に行う機会を提供することを目的として、実施するものです。

- このため、R T フェーズ 2 においては、日本銀行は基本的にテスト機会を提供するに止まり、フェーズ 1 で配布したような詳細な手順書は作成しない予定です。したがって、各利用先におかれでは、自ら決済慣行や事務体制の確認に必要なテスト方法をご検討頂くとともに、取引先との関係も踏まえたテストデータ作成等の準備作業を行って頂きますようお願いします。
- 具体的な試験内容に関しては、短期金融市場取引活性化研究会や日本証券業協会に設けられた国債決済 R T G S 化に関する研究会において R T フェーズ 2 への取組み方針が検討され、以下の要領で試験を実施する方向が示されています。

—— 各ラウンド毎の試験内容、試験参加先等の詳細については、短期金融市場取引活性化研究会および国債決済 R T G S 化に関する研究会がそれぞれ 4 月、5 月に公表した R T フェーズ 2 に対する取組み方針をご参照ください（全国銀行協会、日本証券業協会のウェブサイト <それぞれ <http://www.zenginkyo.or.jp/>、<http://www.jsda.or.jp/>> から入手可能）。

＜テスト準備＞

各市場参加者は、本年 7 月 19 日（水）および 21 日（金）の 2 日間（以下、「基準日」といいます。）において決済される当座勘定および国債関係の実取引データを控えておき、

これをもとに、必要に応じて取引相手方との調整を経てテストデータを作成します。また、基準日に決済される実取引データが存在しないケース等でも、R T フェーズ 2 で確認を要すると判断される場合には、取引相手方との調整を経て架空取引の形でテストデータを作成します。

＜テスト当日＞

各市場参加者が準備したテストデータを、R T G S 化稼働後の事務体制にできるだけ近い形で処理し、これらの取引が問題なく決済されることを確認します。

- なお、R T フェーズ 2 は、上記基準日を連続運行する 2 日間の試験を 1 ラウンドとし、計 3 ラウンド実施する予定です。

2. R T フェーズ 2 の日程

- R T フェーズ 2 の実施日程は以下のとおり、合計 6 日間です。

＜R T 日程表＞		日付はすべて平成 12 年	
	テストフェーズ	テスト実施 予定日	システム 運用日付
フェーズ 2	第1回 ラウンド1	10/21 (土)	7/19 (水)
	第2回	10/29 (日)	7/21 (金)
	第3回 ラウンド2	11/11 (土)	7/19 (水)
	第4回	11/18 (土)	7/21 (金)
	第5回 ラウンド3	12/2 (土)	7/19 (水)
	第6回	12/3 (日)	7/21 (金)

- 上記のほか、R T G S 化稼働後の決済慣行や事務体制等の確認が不十分と判断された場合など、やむを得ない事情により日本銀行が必要と認める場合は、以下の予備日を用いてテストを実施することもある点、

お含みおきください。

＜フェーズ2の予備日＞

11/25（土）、11/26（日）、12/16（土）、
12/17（日）

3. RT実施時間帯

- RTフェーズ2は、基本的に、RTGS化稼働後のオンライン時間帯と同様の時間帯（9時頃から夕刻まで）で実施する方向です。

◆大蔵省、外国為替平衡操作の実施状況の公表を開始

大蔵省は、8月7日、外国為替平衡操作の実施状況（平成12年4～6月期）について以下のとおり公表した。

外国為替平衡操作の実施状況

（平成12年4～6月期）

○平成12年4～6月期における

外国為替平衡操作額……………1兆3,854億円

○実施内容

実施日	平成12年4月3日
金額	1兆3,854億円
売買通貨	米ドル買い・日本円売り

◆日本銀行、「金融市場調節方針の変更について」及び「政府からの議決の延期の求めについて」を公表

日本銀行は、8月11日、政策委員会・金融政

策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添1及び別添2のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、8月15日に公表したほか、6月28日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを8月16日に公表した。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

（別添1）

平成12年8月11日
日本銀行

金融市場調節方針の変更について

（1）日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融市場調節方針を以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

（2）日本銀行は、昨年2月、先行きデフレ圧力が高まる可能性に対処し、景気の悪化に歯止めをかけるためのぎりぎりの措置として、内外に例のない「ゼロ金利政策」を導入した。その後、デフレ懸念の払拭が展望できるよう

な情勢となるまで「ゼロ金利政策」を継続するとの方針のもとで、この姿勢を維持してきた。

(3) その後 1 年半が経過し、日本経済は、マクロ経済政策からの支援に加え、世界景気の回復、金融システム不安の後退、情報通信分野での技術革新の進展などを背景に、大きく改善した。現在では、景気は回復傾向が明確になってきており、今後も設備投資を中心緩やかな回復が続く可能性が高い。こうした情勢のもとで、需要の弱さに由来する物価低下圧力は大きく後退した。

このため、日本経済は、かねてより「ゼロ金利政策」解除の条件としてきた「デフレ懸念の払拭が展望できるような情勢」に至ったものと考えられる。

(4) この間、7月央以降は、いわゆる「そごう問題」の影響にも注目してきたが、これまでのところ、この問題を契機として、金融システムに対する懸念が広まったり、市場心理が大きく悪化するといった事態はみられていない。

(5) 今回の措置は、経済の改善に応じて金融緩和の程度を微調整する措置であり、長い目でみて経済の持続的な発展に資するという観点から行うものである。

今回の措置実施後も、コールレートは 0.25% というきわめて低い水準にあり、金融が大幅に緩和された状態は維持される。日本銀行としては、物価の安定を確保する

もとで、適切かつ機動的な金融政策運営を継続することにより、景気回復を支援していく方針である。

(別添 2)

平成 12 年 8 月 11 日
日 本 銀 行

政府からの議決の延期の求めについて

本日決定した金融市場調節方針に対しては、大蔵省および経済企画庁からの出席者が、日本銀行法第 19 条第 2 項に基づき、議決を次回金融政策決定会合まで延期することを求めた。政策委員会は、同条第 3 項に基づいて採決した結果、これを反対多数で否決した。

◆日本債券信用銀行に対する特例資金援助（第 2 回）並びに金融再生法第 53 条に基づく資産の買取り及び金融再生法第 62 条に基づく損失補てんを実施

預金保険機構は、8 月 25 日、日本債券信用銀行に対する特例資金援助（第 2 回）の実行を決定したほか、同日、金融再生委員会の承認を得て、金融再生法第 53 条に基づく資産の買取り及び金融再生法第 62 条に基づく損失補てんを実施することとし、別添 1 の談話を公表した。また、同日、金融再生委員会も別添 2 の談話を公表した。

(別添 1)

平成 12 年 8 月 25 日
預 金 保 險 機 構

理事長談話

- I. 日本債券信用銀行(特別公的管理銀行)に対する特例資金援助(第2回)の件
- II. 日本債券信用銀行(特別公的管理銀行)に対する損失の補てん等の件
- III. 新生日本債券信用銀行のスタートに寄せて

I. 日本債券信用銀行(特別公的管理銀行)に対する特例資金援助(第2回)の件

当機構は、日本債券信用銀行より、平成 12 年 8 月 24 日付で「資産(不適)の買取り」および「金銭の贈与」による特例資金援助の申込みを受けた。

当機構は、本日、金融再生委員会および大蔵大臣により特別資金援助(ペイオフコスト<1,245 億円>超の資金援助<預金保険法附則第 16 条>)の前提となる必要性についての認定がなされたことを踏まえ、運営委員会を開催し、次のとおり特例資金援助(一般・特例業務勘定負担)を実行する旨決定した。

(平成 12 年 8 月 28 日実行予定)

- ・日本債券信用銀行からの「不適」資産の第 2 回買取り 824 億円

(注) 但し、「資産の買取り」については、預金保険法附則第 10 条第 1 項に基づき当機構から整理回収機構に委託する。

(平成 12 年 8 月 31 日実行予定)

- ・日本債券信用銀行に対する金銭の贈与 3 兆 1,497 億円

—— 本件資金援助の特徴は、大型破綻案件であることから、次の 2 点である。

- ① 金銭の贈与額 3 兆 1,497 億円およびその財源として充当される特例業務基金の取崩額 2 兆 9,784 億円は、日本長期信用銀行の金銭の贈与額 3 兆 2,391 億円、特例業務基金の取崩額 3 兆 2,244 億円に次いで、既往 2 番目の規模であること。
- ② 今回の「不適」資産の買取額(第 2 回)は 824 億円となり、平成 11 年 11 月に実施した同買取額(第 1 回 2,364 億円)と併せた総額 3,188 億円は、北海道拓殖銀行(1 兆 6,166 億円)、日本長期信用銀行(7,168 億円)に次いで、既往 3 番目であること。

—— なお、本日議決した特例資金援助等を含めると、当機構がこれまで処理した案件は平成 4 年の破綻処理以降合計 80 件となる。

その資金援助額の累計は、金銭の贈与が 12 兆 9,800 億円、資産の買取りが 4 兆 4,893 億円、債務の引受けが 40 億円、貸付けが 80 億円である。

II. 日本債券信用銀行(特別公的管理銀行)に対する損失の補てん等の件

当機構は、同行より、平成 12 年 8 月 24 日付で、金融再生法に基づく「損失の補てん」(第 62 条)および「資産(同行保有株式)の買取り」

(第 53 条) の申込みを受け、本日、金融再生委員会の承認を得て、次のとおり損失の補てん等(金融再生勘定負担) を実行することとした。

(8月31日実行予定)

- ・日本債券信用銀行に対する損失の補てん
931 億円
- ・日本債券信用銀行からの資産(株式)の買取り
(同行保有 899 銘柄中 566 銘柄)
4,839 億円

(9月1日実行予定)

- ・日本債券信用銀行からの資産(株式)の買取り
(同行保有 899 銘柄中 19 銘柄)
1,657 億円

(9月1日から5年以内)

- ・日本債券信用銀行からの資産(株式)の買取り
(同行保有 899 銘柄中 291 銘柄)
236 億円

(注1) 今般の買取りの対象とならない株式は、日本債券信用銀行が継続保有する子会社株、端株および単位未満株等 25 銘柄、並びに発行体の依頼等により第三者に売却する株式 11 銘柄。

(注2) 同一銘柄が複数の区分に振り分けられているものがあるため、上記内訳の計数の合計は全銘柄数に一致しない。

III. 新生日本債券信用銀行のスタートに寄せて

当機構は、平成 12 年 9 月 1 日、金融再生委員会の決定に従い同年 6 月 30 日に締結した「株式売買契約書」に基づき、ソフトバンク・グループに対し、当機構が保有する日本債券信用銀行普通株式(25 億株)を売却することとなるが、それをもって、開始決定以来約 1 年 8 ヶ月続いた日本債券信用銀行の特別公的管理が終了する

こととなる。

当機構としては、金融再生法施行以降、金融再生委員会の指示・監督の下、預金者保護および信用秩序維持等に資するため、資金の貸付け等をはじめ当機構に課せられた種々の役割を果たし、一連の破綻処理に取組んできた。そうした中で、今回、日本債券信用銀行が、当機構の資金援助等を得て、いわゆる新生日債銀として新たなスタートを迎える、かつ、これにより本年 3 月の日本長期信用銀行に続き特別公的管理銀行の処理が全て終了することは、我が国金融システムの安定と再生に一層資するものと考える。

当機構としては、新生日債銀の役職員がこの再生に多額の公的資金が使われた事実を深く受けとめられ、一致協力されて同行が一日も早く我が国金融システムの中にしっかりと根をおろし、内外から信頼される金融機関として見事に再生され、その実績を示されるよう強く期待している。

(別添 2)

第 181 回金融再生委員会において、以下の 2 件について全会一致で議決がなされましたので、お知らせします。

(議決事項)

1. 日本債券信用銀行に係る金融再生法第 53 条に基づく資産の買取り
 - －平成 12 年 8 月 24 日付で金融再生法第 53 条に基づき日本債券信用銀行より預金保険機構に対し、資産(株式)の買取りの申込みがあった。
 - －預金保険機構からの申請を受け当委員会は、

同機構が日本債券信用銀行が保有している899銘柄の株式のうち876銘柄（時価6,732億円（6月30日時点））の買取りを実施することを承認した。

(注1) 今般の買取の対象とならない株式は、日債銀が継続保有する子会社株等25銘柄、発行体の依頼等により第三者に売却する株式11銘柄。

(注2) 同一銘柄が複数の区分に振り分けられているものがあるため、上記内訳の計数の合計は全銘柄数に一致しない。

2. 日本債券信用銀行に係る金融再生法第62条に基づく損失の補てん

—平成12年8月24日付で金融再生法第62条に基づき日本債券信用銀行より預金保険機構に対し、931億円の損失補てんの申込みがあった。—預金保険機構からの申請を受け当委員会は、預金保険機構から日本債券信用銀行に対し損失補てんを実施することを承認した。

◆日本証券業協会、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」を公表

日本証券業協会は、8月30日、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」を公表した。同ガイドラインの概要（総論）は以下のとおり。

1. 目的

近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを見せており、わが国においても日本銀行より、平成13年1月4日を実施予定日として、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）にお

ける当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」）化を実施する旨の方針とその基本的要件が提示されている。

また、国債のRTGSが実施された場合には、市場参加者において、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に対応する必要があると考えられ、市場参加者にとって新たな決済環境への対応は喫緊の課題となっている。このような状況を背景に、日本証券業協会では、平成10年7月に「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置し、市場慣行の整備に係るガイドラインの内容等について検討を重ねてきたが、先般、同研究会においてこれまでの検討の結果が取りまとめられた。

今般、日本証券業協会では、上記の検討結果を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおけるRTGS関連の諸規程を前提として国債のRTGSへの円滑な移行を実現し、国債決済RTGS化後の決済環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るため、市場参加者が遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめたところである。

については、本ガイドラインが市場参加者の市場慣行として定着することにより、わが国における国債のRTGSの円滑な実施に資することを望むものである。

なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

2. 実施時期

本ガイドラインによる取扱いは、日銀ネットにおけるRTGSへの移行期日をもって実施す

るものとする。

なお、本ガイドラインの内容については、RTGS化後の国債の決済状況及び決済環境の変化等を勘案し、適宜見直すこととする。

◆金融庁、預金取扱金融機関の自己資本比率告示の改定について公表

金融庁は、8月31日、別添1の自己資本比率告示の改定に関する基本的な考え方の下、別添2のとおり銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件等の改定案を決定し、同日対外公表を行った。

(別添1)

自己資本比率告示の改定に関する基本的な考え方

1. 今回の預金取扱い金融機関の自己資本比率告示の改定は、平成12年9月期以降の時価会計の導入により「その他有価証券」（売買目的有価証券、満期保有債券、関連会社株式のいずれにも該当しない有価証券）及び為替換算調整勘定について評価差額が資本の部に直接計上されることに対応するものである。

今回の改定に当たっては、国際基準適用行について、その他有価証券の評価益の45%に相当する額を補完的項目に算入する一方、その評価損については税効果調整後の全額を基本的項目から控除することとした。これは、低価法が適用される有価証券に関する現行の取扱いとの整合性を保ちつつ、バーゼル銀行監督委員会における合意に沿ったものである。他方、国内基準適用行については、その他有

価証券の評価益の算入は行わず、その評価損の税効果調整後の全額を基本的項目から控除することとした。

また、為替換算調整勘定については、その評価差額の全額を基本的項目に算入することとしたが、これは、時価会計導入後の企業会計の取扱いを反映させたものである。

今後、各預金取扱い金融機関に対しては、時価会計の導入に対応した適切な経営努力が期待されるところである。

2. 自己資本は各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、今後、各金融機関が金融市场において預金者や投資家からの十分な信認を確保し、ひいては金融システム全体を磐石なものとしていく上において極めて重要である。

とりわけ国際的に活動を展開する我が国金融機関にとって、時価会計の導入は、自己資本に対する透明性、信頼性を高め、欧米の主要な金融機関に互して活躍するための基礎を与えるものと考えられる。また、自己資本の中でも基本的項目(Tier 1)は、リスク吸収基盤として安定性が高く、国際的にもバーゼル銀行監督委員会などの場において、株主資本を中心とした良質な資本として、その充実の必要性が強調されているところである。各金融機関においては、今後とも経営の自主的努力の中で、その充実を図っていくことが望ましい。

当庁としても、以上のような考え方を踏まえ、今後の監督行政の中で各金融機関における自己資本の充実の状況を十分にフォローしていくことしたい。

(別添2)

改定告示一覧

- 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十五号）
- 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件（平成十年三月大蔵省告示第六十二号）
- 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十六号）
- 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八

十七号）第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件（平成十年三月大蔵省告示第六十五号）

- 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第六十二号）
- 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき信用組合及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成九年七月大蔵省告示第百九十二号）

◆現行金利一覧

(12年9月14日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.500	12. 8. 24 (1.375)
長期プライムレート	2.40	12. 9. 8 (2.20)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本政策投資銀行	2.40	12. 9. 8 (2.20)
・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫	2.40	12. 9. 8 (2.20)
・住宅金融公庫	2.75	12. 4. 20 (2.85)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.15	12. 9. 8 (1.00)
（期間5年~7年）	1.50	12. 9. 8 (1.40)
（期間7年以上）	2.00	12. 9. 8 (1.90)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(12年9月14日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債(10年)		〈9月債〉	〈8月債〉
	応募者利回り(%)	<u>1.717</u>	1.669
	表面利率(%)	<u>1.8</u>	1.7
割引国債 (5年)	発行価格(円)	<u>100.70</u>	100.26
		〈9月債〉	〈7月債〉
	応募者利回り(%)	<u>1.191</u>	1.137
政府短期証券	同税引後(%)	<u>0.970</u>	0.927
	発行価格(円)	<u>94.25</u>	94.50
		〈12年9月11日発行分~〉	〈12年9月4日発行分~〉
政府保証債 (10年)	応募者利回り(%)	<u>0.339</u>	<u>0.331</u>
	発行価格(円)	<u>99.914</u>	<u>99.916</u>
		〈9月債〉	〈8月債〉
公募地方債 (10年)	応募者利回り(%)	<u>1.889</u>	1.829
	表面利率(%)	<u>1.8</u>	1.8
	発行価格(円)	<u>99.25</u>	99.75
利付金融債 (5年物)		〈9月債〉	〈8月債〉
	応募者利回り(%)	<u>1.900</u>	1.841
	表面利率(%)	<u>1.9</u>	1.8
	発行価格(円)	<u>100.00</u>	99.65
割引金融債		〈9月債〉	〈8月債〉
	応募者利回り(%)	<u>1.500</u>	1.300
	表面利率(%)	<u>1.50</u>	1.30
	発行価格(円)	100.00	100.00
		〈9月後半債〉	〈9月前半債〉
	応募者利回り(%)	0.300	<u>0.300</u>
	同税引後(%)	0.250	<u>0.250</u>
	割引率(%)	0.29	<u>0.29</u>
	発行価格(円)	99.70	<u>99.70</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。

2. 利付金融債については募集債の計数。

海 外

◆フィリピン中央銀行、政策金利を引き上げ

フィリピン中央銀行は、9月11日、主要翌日物金利を引き上げた(借入金利 $10.00\% \rightarrow 11.00\%$ 、貸出金利 $12.25\% \rightarrow 13.25\%$)。